

委員会提出議案第 2 号

川崎市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 109 条の 2 及び川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

平成 24 年 12 月 10 日

川崎市議会議長 大 島 明 様

提出者 議会運営委員長 廣 田 健 一

川崎市議会委員会条例の一部を改正する条例

川崎市議会委員会条例（昭和31年川崎市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「常任委員会」を「常任委員の所属並びに常任委員会」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

議員は、それぞれ一の常任委員となるものとする。

第4条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の委員は、議員の任期中在任する。

第5条に次の1項を加える。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第22条第2項中「及び」を「、」に改め、「案件」の次に「その他必要な事項」を加える。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第22条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

地方自治法の一部改正に伴い、常任委員の所属並びに議会運営委員及び特別委員の任期に関する規定を整備すること等のため、この条例を制定するものである。